

改善報告書

令和 8 年 7 月 20 日

1. 大学名：豊橋創造大学

2. 認証評価実施年度：令和 5 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-2

- 経営学部経営学科において、大学設置基準で定める必要教員数が 1 人不足しており、早急な改善を要する。
- 大学設置基準で定める大学全体の教授数が 1 人不足しており、早急な改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 4-2 について

・令和 5 年度認証評価時における指摘から改善までの対応について

経営学部経営学科の必要教員 1 人不足については、令和 6（2024）年 1 月 1 日付で保健医療学部理学療法学科の教授が経営学部経営学科へ異動する発令を行った。

また、大学全体の教授数 1 人不足については、令和 6（2024）年 1 月 1 日付で、保健医療学部理学療法学科准教授が教授に昇任する発令を行い、改善を行った。

・令和 6 年度以降、教員数および教授数の状況について

令和 8（2026）年 5 月 1 日現在、各学部・各学科における大学設置基準で定める必要教員数および教授数については、適切な配置によりすべて充足している。

しかしながら、大学全体として算定される必要教授数においては、現在 4 名の欠員が生じている。

その具体的な要因および背景にある経緯は以下の通りである。

(1) 突発的な離職に伴う欠員の発生と教育環境の維持（2 名）

他機関への移籍に伴う急な退職の申し出があり、次年度に向けた計画的な専任教員公募の期間を確保することが時間的に極めて困難な状況下で欠員発生となった。

〔教員 A〕（他機関への移籍）

令和 7（2025）年 10 月 21 日に退職願を受理し、令和 8（2026）年 3 月 31 日付で退職となった。

〔教員 B〕（他機関への移籍）

令和 7（2025）年 12 月 8 日に退職願を受理し、令和 8（2026）年 1 月 31 日付で退職となった。（秋学期授業期間中における極めて突発的な離職）

本学は学生の教育環境の維持を最優先とし、直ちに学内教員組織による代替体制を構築した。具体的には、当該教員2名が担当していた講義および演習（ゼミナール等）について、関連する専門分野を有する既存の専任教員を中心とした適切な担当替え（分担）を行った。本学の教員組織が有する専門性の幅と柔軟性を活かした迅速な配置転換により、外部から新たな非常勤講師を補填することなく、学内リソースのみで完全に全科目の授業運営を継承している。

これにより、令和8（2026）年5月1日現在において、シラバス通りの教育の質および時間割は完全に維持されており、学生の履修や指導への支障は一切生じていない。

（2）教員組織の最適化に向けた戦略的公募の実施と選考結果（2名）

令和8年（2026年）3月末日退職が予定されていた教授2名の後任確保にあたり、本学は教員組織の年齢構成の若返り、および各学科における職位構成の最適化を図るため、以下のような戦略的な採用計画を立案・実施した。

〔教員C〕（任期満了退職）

後任枠を教授、准教授または講師へと柔軟に見直し、令和7（2025）年7月1日に公募を開始、同年9月18日には再公募を実施した（計3名応募）。書類選考（業績審査）の結果、担当予定科目や学位要件等のミスマッチがあり、本学の任用基準を満たさなかったため、教育品質の厳格な維持を最優先とし、設置基準の数値充足のみを目的とした安易な採用を見送った。

なお、当該学科の授業運営については、退職した当該教授に非常勤講師を委嘱し、学生の履修や指導への支障のない体制を敷いている。

また、継続して実施した公募において、令和8（2026）年5月に2名の応募があり教員資格審査を経て、令和8（2026）年7月8日の教授会において、保健医療学部理学療法学科の教授として承認された。これにより令和8（2026）年9月1日付で新たな教授が就任予定であり、欠員は1名解消される見込みである。

〔教員D〕（定年退職）

定年退職を迎えた教授の所属学科（経営学科）は、すでに必要な教授数は充足していたため、大学全体の必要数をみだしつつ、今後教育・研究をさらに強化すべき他学科（看護学科）の重点領域（成人看護学急性期：成熟期看護学）において教授1名を採用する計画を立て、令和7（2025）年7月28日より公募を開始、同年10月10日には再公募を実施した。（1名応募）審査の結果、当該応募者は優れた能力を有しているものの、本学の教授任用規程における業績基準を厳格に適用し、妥協的な採用を行うことなく「准教授」として任用することを決定した。この結果、大学全体の教授数としては未充足となったが、教育・研究の質を優先した任用プロセスの結果である。

豊橋創造大学

以上の通り、本学としては設置基準の数値を満たすための任用を行うことなく、大学としての教育・研究の質を最優先に選考を徹底した結果、令和8（2026）年5月1日現在において一時的に大学全体の教授数が4名未充足という状況に至っている。未充足分については、引き続き採用活動を継続している。

改善報告書

令和8年7月20日

1. 大学名：豊橋創造大学

2. 認証評価実施年度：令和5年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：6-3

○大学設置基準において求められている教授数等が不足していることについては、内部質保証システムの機能性に問題があり、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目：6-3 について

本学は、必要教授数の未充足という事態を厳粛に受け止め、突発的な離職や公募不調に対応しきれなかった従来の管理体制を精査した。

「内部質保証システムの機能性」への指摘を真摯に受け止め、単なる事後的対応にとどまらず、同様の事態の未然防止と発生時の迅速なリカバリーが可能な体制を構築する。今後は、学長主導のもと、教員人事管理体制と連動させた全学的な運用を実施するよう内部質保証の組織体制の強化を図っている。